

申請書類等チェック票（解体業新規許可）

No.	提出書類	チェック欄
1	解体業（許可・許可の更新）申請書（法規則様式第5号）	
2	申請者が個人である場合は、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があるもの。）と成年後見制度に登録されていないことの証明書	
3	申請者が法人の場合には、定款又は寄付行為及び登記簿謄本	
4	申請者が法人の場合には、役員の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があるもの。）と成年後見制度に登録されていないことの証明書	
5	発行済株式総数又は総出資額の100分の5以上を占める者の株式数又は出資額、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があるもの。）と成年後見制度に登録されていないことの証明書（個人株主等の場合）又は登記簿謄本（法人株主の場合）	
6	本支店の代表者や契約締結権限のある使用人の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があるもの。）と成年後見制度に登録されていないことの証明書	
7	申請者が未成年の場合、法定代理人が個人である場合、法定代理人の住民票の写し（本籍（外国人にあっては、国籍等）の記載があるもの。）と成年後見制度に登録されていないことの証明書	
8	他自治体の許可証（許可日が平成12年10月1日以降であって、当該許可日から起算して5年を経過しないものに限る。）※1	
9	法第62条第1項第2号イからヌまでに該当しないことを誓約する誓約書（別記第9号様式）	
10	市税滞納有無調査承諾書	

【備考】

※1 他自治体の許可証を提示した場合、上記2、4～7の提出は不要

以下については、申請が終了したら手続きを行ってください。

No.	申請の種類	内容	チェック欄
1	新規	自動車リサイクルシステム上の登録手続き	